

# 「実務対応報告公開草案第39号『従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い（案）』の解説

ながやま はるこ  
公認会計士 永山 晴子

## 1. はじめに

平成25年7月2日に、企業会計基準委員会は、「実務対応報告公開草案第39号『従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い（案）』」（以下「公開草案」という。）を公表し、コメントを募集している。コメントの募集期間は平成25年9月2日までで、公開草案の原文は、企業会計基準委員会のホームページ（[https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/documents/exposure\\_draft/shintaku-pi/](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/exposure_draft/shintaku-pi/)）から入手できる。

本稿では、公開草案の概要について解説する。なお、文中意見にわたる部分については私見であることをあらかじめ申し添える。

## 2. 公表の経緯

従業員又は従業員持株会（以下、「従業員等」という。）に信託を通じて自社の株式を交付する取引については、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引及び受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引等が行われている。

平成20年11月に、財務会計基準機構の基準諮問会議より、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引にかかる会計処理の検討を求める提言がなされたことに応じて、企業会計基準委員会より平成21年2月に公表した「連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点の整理」（以下「連結論点整理」という。）において、「新たな自社株式保有スキーム」に関して必要と思われる取扱いについて整理された。

その後、平成24年11月に、受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引が行われるようになったことに伴い、会計実務にばら

つきがみられるようになった状況を踏まえ、従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理及び開示を新規の審議テーマとして採り上げることの提言が、基準諮問会議より企業会計基準委員会になされ、現状行われている実務を踏まえたうえで、当面の取扱いを示す公開草案を公表するに至った。

## 3. 対象取引の範囲（2項～4項）

公開草案で対象となる取引は、次の2つの取引であり、それぞれ概ね図表1及び図表2に記載した内容から構成される。

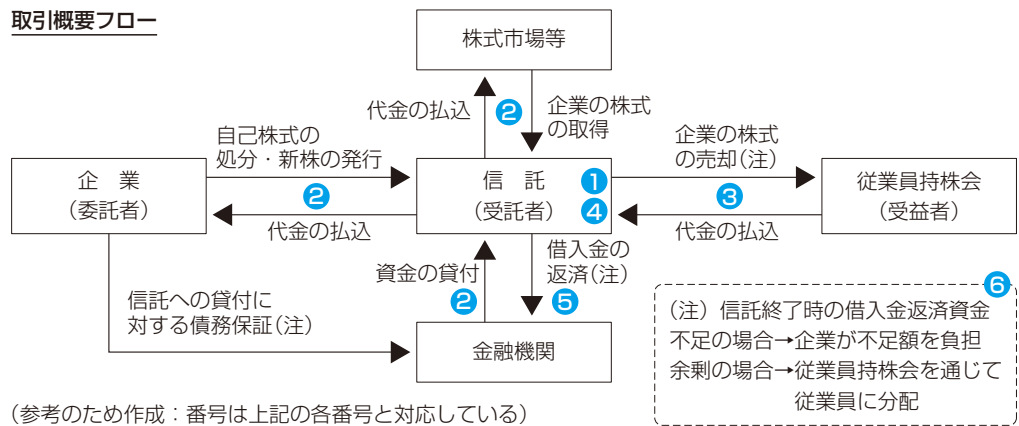
- 従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引（以下「従業員持株会型取引」という。）（図表1）
- 従業員への福利厚生を目的として、自社の株式を受け取ることができる権利（受給権）を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引（以下「受給権付与型取引」という。）（図表2）

いずれの取引も、従業員への福利厚生を目的とする取引である点、また、他益信託を利用している点は共通していると考えられる。また、図表1及び図表2に記載された内容と大きく異なる取引について、公開草案の対象となるかどうかの判断に混乱が生じることを避けるため、公開草案の文中においては、いずれの取引についても、「概ね以下から構成される。」という表現が用いられている。なお、従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引は、会社法、金融商品取引法及び労働関連法等の法規制の対象になると考えられるが、公開草案は、当該取引の法的な解釈を示すことを目的とするものではなく、当該取引が法的に有効であることを前提としている。

図表1 従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引

- ①企業を委託者、当該企業の従業員持株会に加入する従業員（ただし、一定の要件を満たした者）を受益者、信託会社を受託者とする信託契約を締結し、企業は金銭の信託を行う。当該信託契約は、受託者が信託にて企業の株式を取得し、企業の従業員持株会へ当該株式を売却することを目的とする。委託者である企業は、信託の変更をする権限を有している
- ②受託者は、信託における金融機関等からの借入金により、信託にて企業の株式を取得する。この取得は、企業による募集株式の発行等の手続による新株の発行、若しくは自己株式の処分、又は信託における市場からの株式の取得により行われる。また、当該借入金的全額について、企業による債務保証が付され、企業は信託の財産から適正な保証料を受け取る
- ③受託者は、信託契約に従い、信託にて保有する企業の株式を、時価により企業の従業員持株会へ売却する
- ④受託者は、信託契約に従い、信託の決算を毎期行う
- ⑤受託者は、信託期間中に、信託にて保有する株式の売却代金と配当金を原資として信託における金融機関等からの借入金及び借入利息を返済する
- ⑥信託終了時に、信託において株式の売却や配当金の受取りなどにより資金に余剰が生じた場合にはその余剰金は従業員に分配され、企業に帰属することはない。これに対して、信託において資金に不足が生じた場合、企業は債務保証の履行等により不足額を負担する

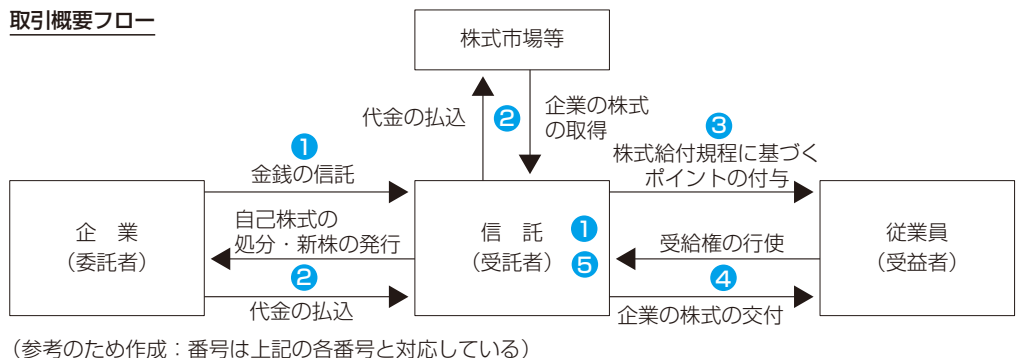
取引概要フロー



図表2 従業員への福利厚生を目的として、自社の株式を受け取ることができる権利（受給権）を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

- ①企業を委託者、当該企業の一定の要件を満たした従業員を受益者、信託会社を受託者とする信託契約を締結し、企業は金銭の信託を行う。当該信託契約は、受託者が信託にて企業の株式を取得し、企業の従業員へ当該株式を交付することを目的とする。委託者である企業は、信託の変更をする権限を有している
- ②受託者は、信託された金銭により、信託にて企業の株式を取得する。この取得は、企業による募集株式の発行等の手続による新株の発行、若しくは自己株式の処分、又は信託における市場からの株式の取得により行われる
- ③企業は、あらかじめ定められた株式給付規程に基づき、受給権の算定の基礎となるポイントを、信託が保有する株式の範囲で従業員に割り当てる
- ④割り当てられたポイントは、一定の要件を満たすことにより受給権として確定する。受託者は、信託契約に従い、確定した受給権に基づいて、信託にて保有する企業の株式を従業員に交付する
- ⑤受託者は、信託契約に従い、信託の決算を毎期行う
- ⑥信託終了時に、信託において配当金の受取りなどにより資金に余剰が生じた場合その余剰金は従業員に分配され、企業に帰属することはない

取引概要フロー



## 4. 会計処理及び開示の概要

### (1) 「従業員持株会型取引」の会計処理（5項～9項）

#### ①個別財務諸表

##### <総額法の適用>

公開草案の対象となる取引において用いられる信託について、企業は期末に総額法を適用し、信託の財産を企業の個別財務諸表に計上する。

これは、連結論点整理の脚注10の考え方、すなわち、他益信託についても、図表3の2つの要件をいずれも満たしている場合には、会計上、委託者である当該企業の財産として処理することが適当であると考えられる、に基づき現行の実務が判断されていることが多いことを踏まえ、連結論点整理の脚注10に記載された内容を踏襲したものである。なお、公開草案で特定された「従業員持株会型取引」は、図表3の2つの要件のいずれも満たすものとされている。

図表3 総額法の要件

- 要件1：委託者が信託の変更をする権限を有している
- 要件2：委託者である当該企業に信託財産の経済的効果が帰属しないことが明らかであるとは認められない

##### <自己株式処分差額の認識時点>

信託による企業の株式の取得が、企業による自己株式の処分により行われる場合、企業は信託からの対価の払込期日に自己株式の処分を認識する。

自己株式処分差額の認識時点については、「企業から信託へ自己株式を処分した時点で処分差額を認識する方法」と「信託から従業員持株会へ株式を売却した時点で、企業において処分差額を認識する方法」の2つの方法が検討された。検討された2つの方法にはそれぞれ一定の根拠があると考えられるが、自己株式の処分に関する会計処理については、企業会計基準適用指針第2号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（以下「自己株式等会計適用指針」という）の第5項に「募集株式の発行等の手続による自己株式の処分については、対価の払込期日（払込期間を定めた場合には出資が履行された日という。以下同じ。）（会社法第209条）に認識する。」と定められており、会社法の取扱いとの整合性を踏まえたものとなっている。最終的には、この自己株式等会計適用指針の定めとの親和性及び自己株式の処分先である信託が他益信託であり信託が企業と同一の存在とはみなせないことをより重視し、企業から信託へ自己株式を処分した時点で処分差額を認識することとされた。

##### <期末における総額法等の会計処理>

期末における総額法等の適用に際して、以下に留意することとされている。

- 総額法の適用に際して、企業は信託に残存する自社の株式を株主資本において自己株式として計上する
- 信託の損益（信託による株式の売却差損益、信託が保有する株式に対する企業からの配当金及び信託に関する諸費用）の純額が正の値となる場合には企業において負債に計上し、負の値となる場合には資産に計上する
- 信託において借入金の返済等のための資金が不足する場合、企業が不足額を負担することとなるため、企業の負担の可能性がある場合には、負債性の引当金の計上の可否を判断する
- 自己株式の処分及び消却時の帳簿価額の算定上、企業が保有する自己株式と信託が保有する自社の株式の帳簿価額は通算しない

#### ②連結財務諸表

総額法により個別財務諸表に計上した信託について、子会社又は関連会社に該当するか否かの判定を要しないとされ、個別財務諸表における総額法の処理は、連結財務諸表作成上、そのまま引き継ぐこととされた。

### (2) 「受給権付与型取引」の会計処理（10項～15項）

#### ①個別財務諸表

##### <総額法の適用>

公開草案の対象となる取引において用いられる信託について、企業は期末に総額法を適用し、信託の財産を企業の個別財務諸表に計上する。

これは、「従業員持株会型取引」と同様に、現行の実務を踏まえ、連結論点整理の脚注10に記載された内容を踏襲したものであり、公開草案で特定された「受給権付与型取引」は、図表3の2つの要件をいずれも満たすものとされている。なお、「受給権付与型取引」は、図表3の要件2、すなわち、委託者である当該企業に信託財産の経済的効果が帰属しないことが明らかであるとは認められない場合、を満たさないとの意見もあったが、企業への労働サービスの提供の対価として従業員に信託財産である自社の株式が交付されることを考えると当該要件を満たすものとされた。

##### <自己株式処分差額の認識時点>

信託による企業の株式の取得が、企業による自己株式の処分により行われる場合、企業は信託からの対価の払込期日に自己株式の処分を認識する。

これは、「従業員持株会型取引」での考え方と整合

させたものであるが、「従業員持株会型取引」では信託による資金調達金融機関等からの借入により行われるのに対し、「受給権付与型取引」では企業からの資金の拠出により行われることから、信託に対する自己株式の処分が経済的実態として行われているかどうかについて「従業員持株会型取引」と異なる判断の余地があり、必ずしも両者の整合性を取る必要はないとする意見もあった。しかしながら、これらの取引は、いずれも企業と同一の存在とはみなせない他益信託を利用すること及び自己株式の処分が法的に有効であることを前提としていることから、異なる考え方を採ることは適当ではないと考え、「従業員持株会型取引」との整合性を考慮した取扱いとされた。

#### <従業員へのポイントの割当等に関する会計処理>

企業は、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式数に、信託が自社の株式を取得したときの株価を乗じた金額を基礎として費用及びこれに対応する引当金を計上する。また、信託から従業員に株式が交付される場合、企業はポイントの割当時に計上した引当金を取り崩す。引当金の取崩額は、信託が自社の株式を取得したときの株価に交付された株式数を乗じて算定する。

各従業員へのポイントの割当ての会計処理について、費用配分のあり方の観点から、「信託への資金拠出時の株価を基礎とする方法」、「ポイント割当時の株価を基礎とし、その後の株価変動は反映しない方法」及び「ポイント割当時の株価を基礎とし、給付確定まで毎期の株価変動を反映する方法」の3つの方法が検討された。

企業による追加負担の可能性が比較的低いスキームについては、ストック・オプションとの類似性から、「信託への資金拠出時の株価を基礎とする方法」が適当であるとの結論に至った。

企業による追加負担の可能性が比較的低くないスキームについては、「ポイント割当時の株価を基礎とし、給付確定まで毎期の株価変動を反映する方法」については、「企業から信託へ自己株式を処分した時点で処分差額を認識する方法」を採る場合、信託から従業員への株式の交付時に、信託による株式の取得価額とそれまでの引当金計上額との精算による損益の性質を意味づけることが難しい等の理由により検討の対象から外され、「信託への資金拠出時の株価を基礎とする方法」と「ポイント割当時の株価を基礎とし、その後の株価変動は反映しない方法」を中心に検討が行われた。検討の結果、追加負担の可能性をスキームごとに客観的に判断することが容易ではない、信託から従業員への自社の株式の交付時において、信託による株式の取得価額とそれまでの引当金計上額との精算による損益を意味づけることが難しい等の理由で企業による追加負担の可能性

が比較的低いスキームと同様に「信託への資金拠出時の株価を基礎とする方法」が適当であると考えたとされた。

なお、最終的には、「信託への資金拠出時の株価を基礎とする方法」ではなく、「信託が自社の株式を取得したときの株価を乗じた金額を基礎とする方法」により費用を算定することとされた。これは、処理の煩雑性等を考慮したものである。

#### <期末における総額法等の会計処理>

期末における総額法等の適用に際して、以下に留意することとされている。

- 総額法の適用に際して、企業は信託に残存する自社の株式を株主資本において自己株式として計上する
- 信託の損益（信託が保有する株式に対する企業からの配当金及び信託に関する諸費用）の純額が正の値となる場合には企業において負債に計上し、負の値となる場合には資産に計上する
- 自己株式の処分及び消却時の帳簿価額の算定上、企業が保有する自己株式と信託が保有する自社の株式の帳簿価額は通算しない

#### ②連結財務諸表

「従業員持株会型取引」と同様に、信託について子会社又は関連会社に該当するか否かの判定を要せず、個別財務諸表における総額法の処理は、連結財務諸表作成上、そのまま引き継ぐこととされた。

### (3) 開示等（16項～18項）

#### ①公開草案の対象となる取引にかかる注記

公開草案の対象となる取引を行っている場合、各期において、以下を注記する。

- 取引の概要
- 総額法の適用により計上された自己株式について、純資産の部に自己株式として表示している旨、帳簿価額及び株式数
- 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

#### ②1株当たり情報における取扱い

総額法の適用により計上された自己株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含め、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含める。なお、総額法の適用により計上された自己株式を、控除する自己株式に含めている旨並びに期末及び期中平均の自己株式の数を注記する。

1株当たり情報の算定にあたっては、総額法により純資産の部から控除する信託保有の自社の株式の取扱いが論点になり、「通常の自己株式と同様に発



発行済株式総数からの控除対象とする方法」と「発行済株式総数からの控除対象としない方法」の2つの方法が検討されたが、検討の結果、総額法により当該株式を純資産の部から控除する会計処理との整合性を考慮し、「通常の自己株式と同様に発行済株式総数からの控除対象とする方法」によることとされた。なお、信託の保有する株式は通常の自己株式と異なる性質を有することから、信託が保有する株式を控除対象とする自己株式に含めている旨を注記するとともに、これを控除しないとした場合の1株当たり情報を算定することができるように、自己株式に含めた信託の保有する期末の株式数等必要な情報を注記することとされた。

### ③株主資本変動計算書にかかる注記

公開草案の対象となる取引を行っている場合、各期において、以下を株主資本等変動計算書に注記する。

- 当期首及び当期末の自己株式数に含まれる信託が保有する自社の株式数
- 当期に増加又は減少した自己株式数に含まれる信託が取得又は売却、交付した自社の株式数
- 配当金の総額に含まれる信託が保有する自社の株式に対する配当金額

## 5. 適用時期等（19項及び20項）

### (1) 適用時期

平成26年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用するものの、公開草案を踏まえた実務対応報告（以下、「実務対応報告」という。）公表後、最初に終了する事業年度から適用することができるとされた。

これは、実務対応報告公表後一定の期間を経過した後に開始する事業年度の期首から適用することとされたものの、実務対応報告が公表された時

点から新たな定めに従った会計処理の採用を求める要請がある可能性を考慮し、公表後最初に終了する事業年度からの適用を認めたものである。

### (2) 実務対応報告の適用初年度の期首より前に締結された信託契約に係る取扱い

実務対応報告の適用初年度の期首より前に締結された信託契約にかかる会計処理については、実務対応報告の方法によらず、従来採用していた方法を継続することができる。この場合、各期において、以下を注記する。

- 取引の概要
- 当該取引について、従来採用していた方法により会計処理を行っている旨
- 信託が保有する自社の株式に関する以下の事項
  - ・信託における帳簿価額
  - ・当該自社の株式を株主資本において自己株式として計上しているか否か
  - ・期末株式数及び期中平均株式数
  - ・期末株式数及び期中平均株式数を1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めているか否か

これは、実務対応報告適用前に実施された会計処理に遡及適用を求めることについては、実務上の困難を伴う可能性が高いと考えられる点がある一方で、従前の処理を見直し比較可能性を図る要請もあると考えられる点を踏まえ、既存の取引について、実務対応報告が定める新たな会計方針の適用を行わないことができる旨の経過的な取扱いを定めることとされた。ただし、その場合においても、当該取引が自己株式に関連するものであり、1株当たり情報に対する影響があることを考慮し、一定の注記を求めることとされた。

以上